



平成29年度電波利用料の 事務の実施状況

(電波法第103条の3第3項の規定に基づき、電波利用料の事務の実施状況について公表するものです。)

【概要版】

- 本資料の詳細版は、総務省電波利用ホームページに掲載しています。
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/enforcement/index.htm>)
- 支出状況や政策評価の詳細については、以下の資料も併せて御参照ください。
 - 平成29年度の事業に係る行政事業レビューシート
(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoushou30.html)
 - 主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成30年度実施政策)
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000571748.pdf)

平成 31年2月
総務省

電波利用料制度の概要

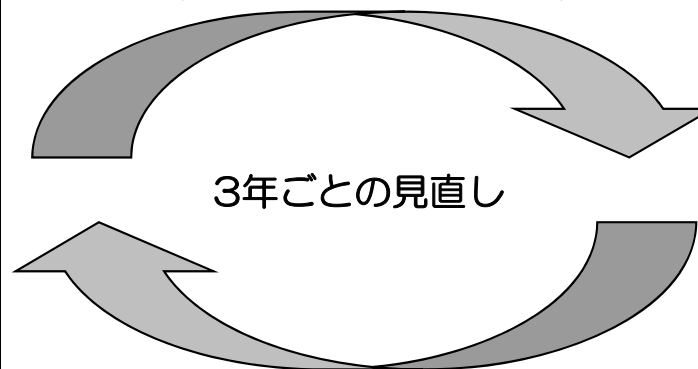
- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 （電波利用共益事務）



電波利用料の支払 （免許人による費用負担）

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

電波利用料の使途（電波利用共益事務）

＜電波法第百三条の二第四項＞

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。
 - 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
 - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
 - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 四 電波の人体等への影響に関する調査
- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
- 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
- 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 十一の四 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号において「基準日」という。）において設置されているイに掲げる衛星基幹放送（放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。）の受信を目的とする受信設備（基準日において第三章に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 基準日において行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行われるもの（実験等無線局を用いて行われるものを除く。）
 - ロ 基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの
- 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

平成29年度の電波利用共益事務に対する支出状況の概要

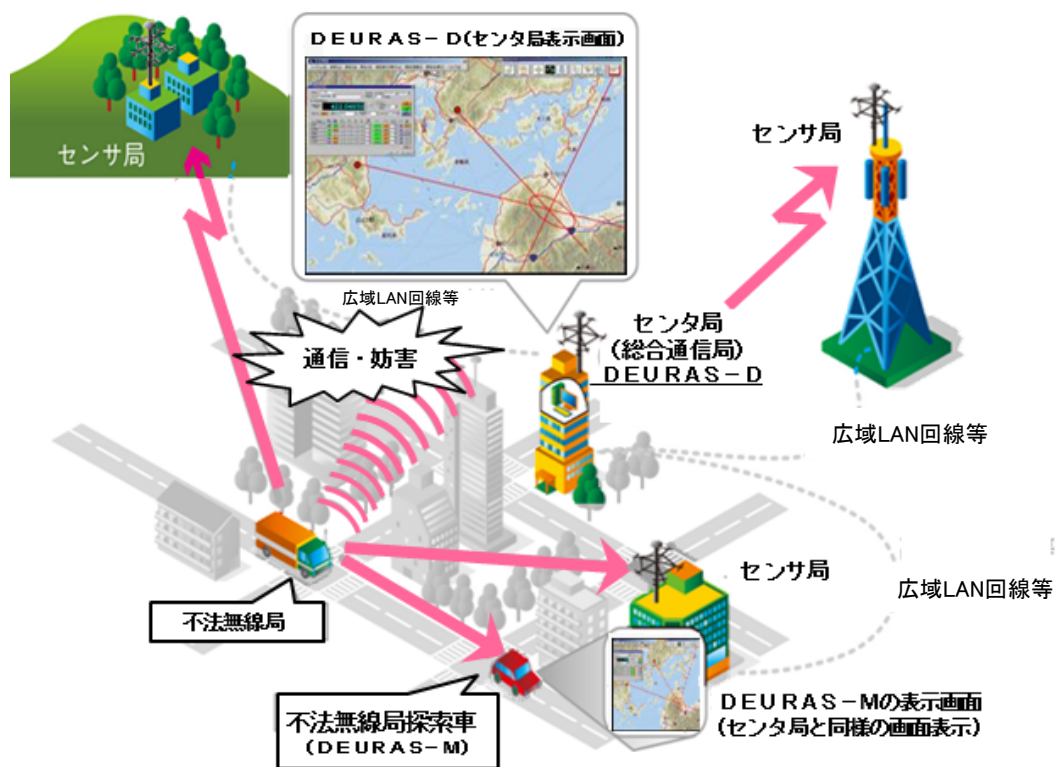
平成29年度における電波利用共益事務に対して、以下のとおり支出を行っております。

平成29年度支出額 489.7億円 (参考：翌年度繰越額：108.3億円)

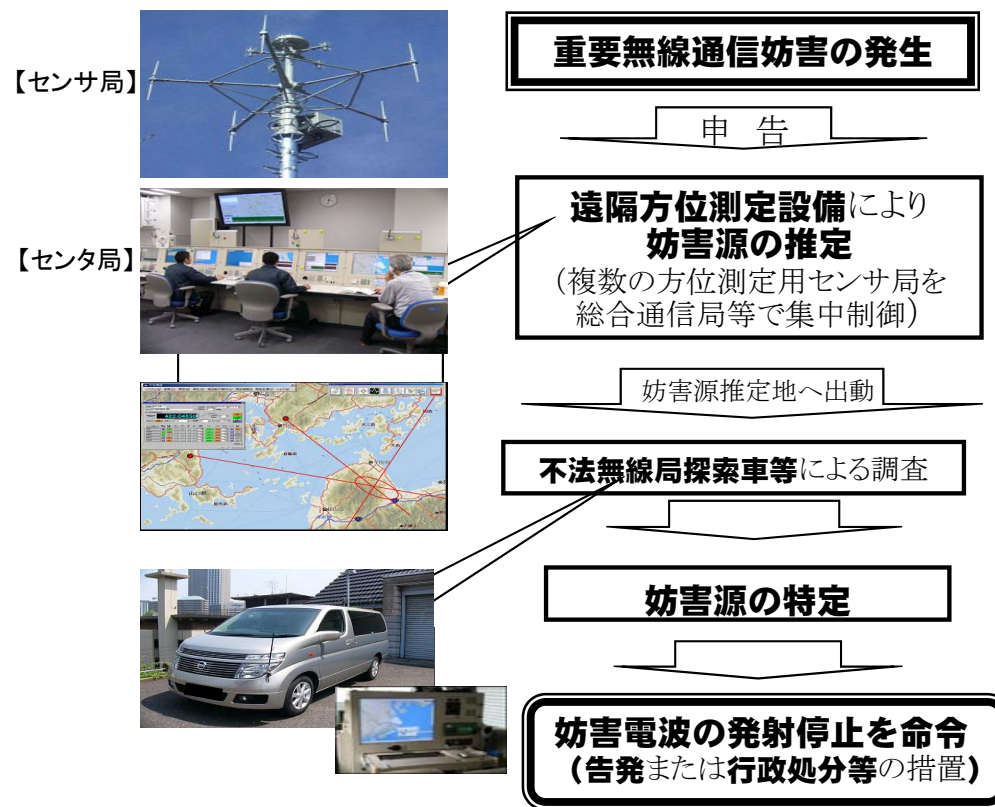
1	電波監視	[81.8億円]	6	無線システム普及支援事業	[61.6億円]
2	無線局データベースの作成・管理	[82.1億円]		・携帯電話等エリア整備事業	
3	電波資源拡大のための研究開発等	[179.7億円]		・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	
	・電波資源拡大のための研究開発			・民放ラジオ難聴解消支援事業	
	・周波数ひっ迫対策のための技術試験事務			・衛星放送用受信環境整備事業	
	・無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務			・公衆無線LAN環境整備支援事業	
	・周波数の国際協調利用促進事業		7	電波遮へい対策事業	[27.4億円]
4	電波の安全性に関する調査及び評価技術	[13.2億円]	8	電波の安全性や周波数に関するリテラシーの向上	[2.1億円]
5	標準電波の発射	[5.3億円]	9	IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成	[2.2億円]
			10	電波利用料制度に関する企画、立案等	[34.3億円]

1 電波監視の実施

免許を受けた無線局が適正に運用されないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等を防止し、電波利用環境を保護するために、平成5年度から電波利用料財源により電波監視を実施しています。また、平成22年度からは、重要無線通信妨害に係る申告受付の24時間対応体制を整備し、妨害の迅速な排除に取り組んでいます。



※ DEURAS=DEtect Unlicensed RAdio Stations



平成29年度の混信・妨害申告は2,249件であり、このうち航空・海上無線、消防無線、携帯電話などの重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害は522件でした。

電波監視業務によりこれらの混信・妨害等の迅速な排除が図られ、電波利用環境が良好に維持されています。

1 電波監視の実施（無線通信に対する妨害排除を行った事例）

ドクターヘリの無線への混信

概要

平成29年7月、神奈川県内において、ドクターヘリに搭載された連絡用無線への混信妨害が発生したため、現地調査を実施し、ダンプカーに設置された、免許を取得せず不法に開設された「不法アマチュア局」から発射される電波が原因であることを突き止めました。捜査機関との共同取締りにより、不法無線局を摘発し、捜査機関において被疑者2名を送致し、混信妨害を解消しました。



空港の無線システムへの混信

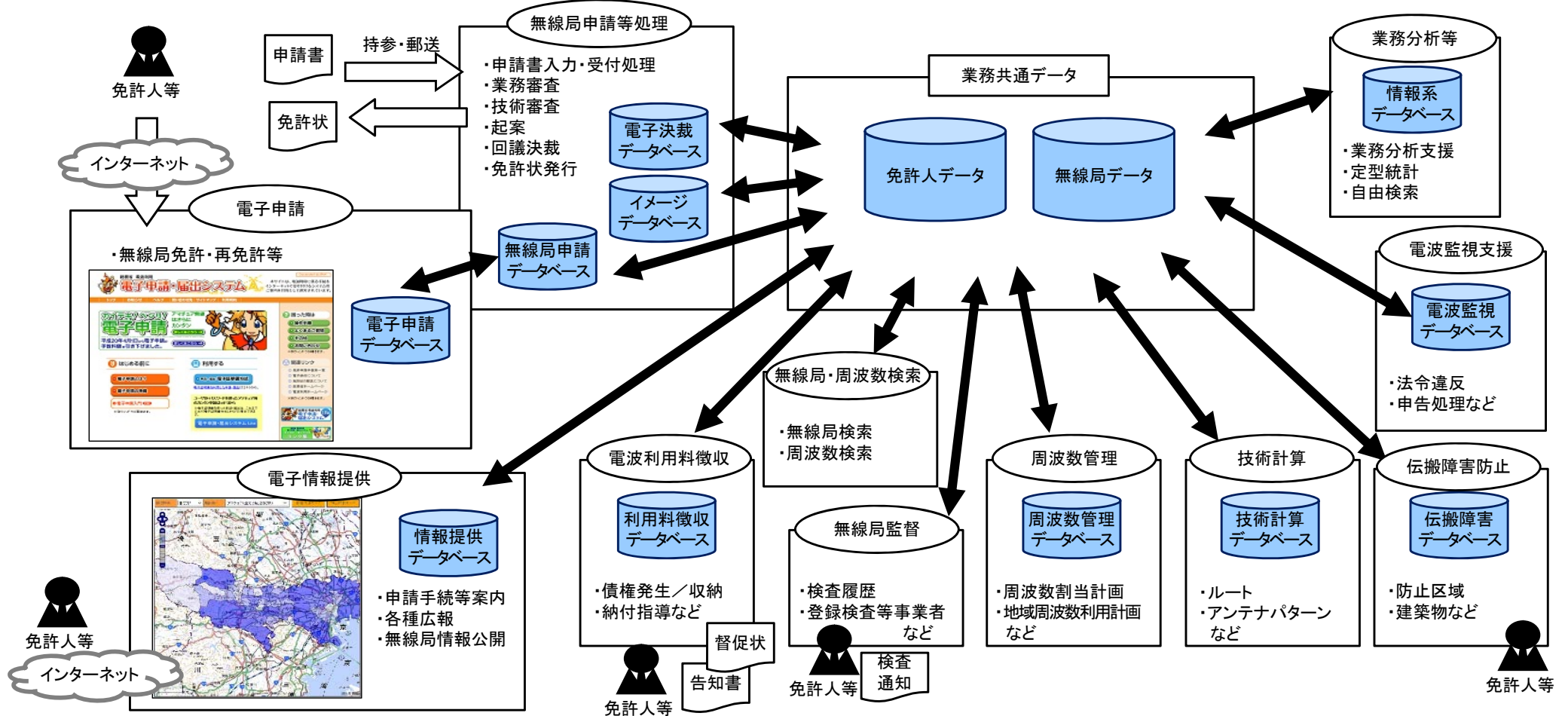
概要

平成29年9月、長崎県内において、空港の無線システムへの混信妨害が発生したため、現地調査を実施し、空港敷地内で使用されていた「LEDセンサーライト」から発射される不要電波が原因であることを突き止めました。所有者に対して、当該設備の使用を止めるよう指導し、混信妨害を解消しました。



2 総合無線局監理システムの構築・運用

無線局データベースの作成・管理業務の効率化、電波利用者への行政サービスの向上、電波行政施策の企画立案の支援を目的に、平成5年度から総合無線局監理システムを構築・運用しています。



- ▶ 総合無線局監理システムに格納している無線局データの総数は平成29年度末で約2億3千万局、平成29年度における無線局処理件数は約52万件であり、これらの迅速かつ効率的な処理に貢献しています。
- ▶ 周波数の割当状況等、一般情報提供として平成29年度において国民の皆様からのアクセス約1,700万件に対応しました。
- ▶ 電子申請・届出システムは、平成29年度において約21万件の免許申請・再免許申請等を受け付けており、電子申請率は71.5%です。

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発

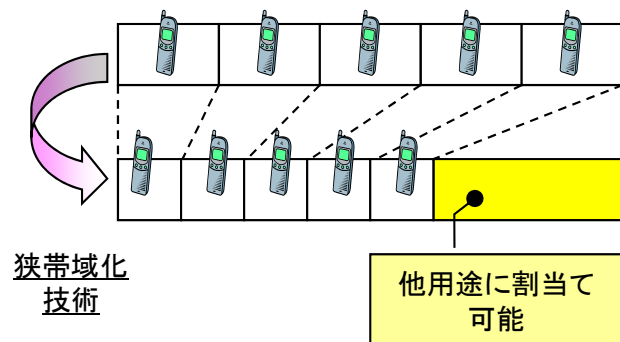
周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、平成17年度より電波資源拡大に資する研究開発を実施しています。

平成29年度は、54件の研究開発課題を実施しました。

研究開発の対象となる技術

周波数を効率的に利用する技術

現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術

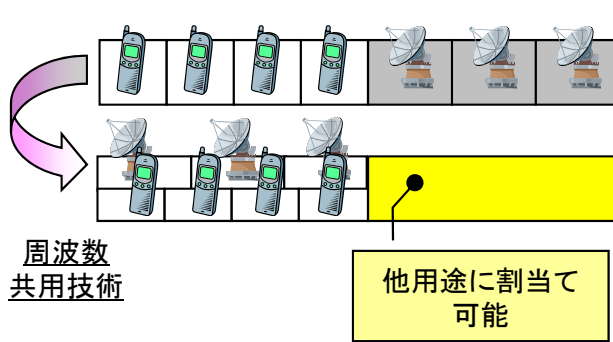


平成29年度の主な実施課題

第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発

周波数の共同利用を促進する技術

電波が稠密に使われている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術

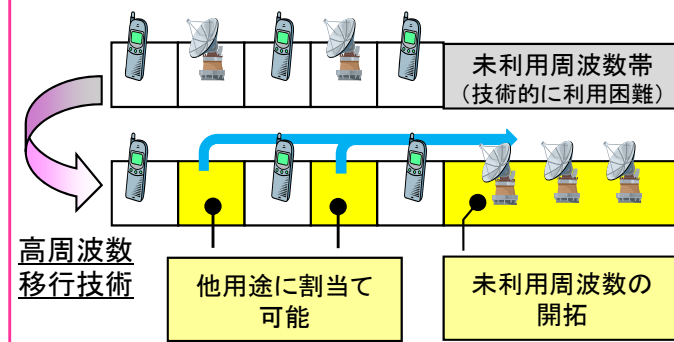


平成29年度の主な実施課題

90GHz帯協調制御型リニアセルレーダシステムの研究開発

高い周波数への移行を促進する技術

6GHz以下の周波数のひっ迫状況を低減するため、比較的ひっ迫の程度が低い高マイクロ波帯やミリ波帯へ移行するための技術



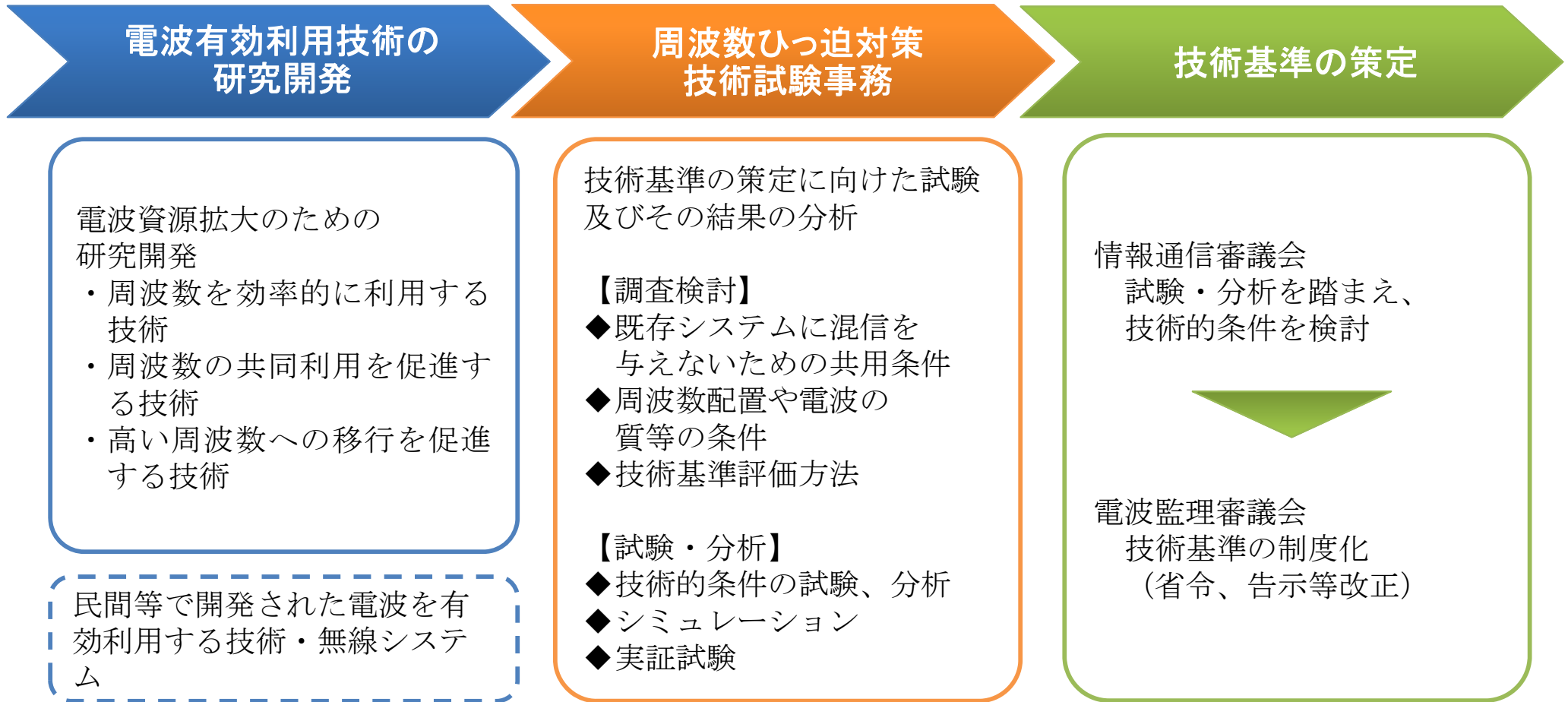
平成29年度の主な実施課題

Ka帯広域デジタルビームフォーミング機能による周波数利用高効率化技術の研究開発

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務

近年の無線局の急激な増加により、周波数がひっ迫するために生じる混信・ふくそうを解消又は軽減するため、電波の有効な利用を可能とする技術を早期に導入することが求められています。

このため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的として技術試験事務を実施しています。

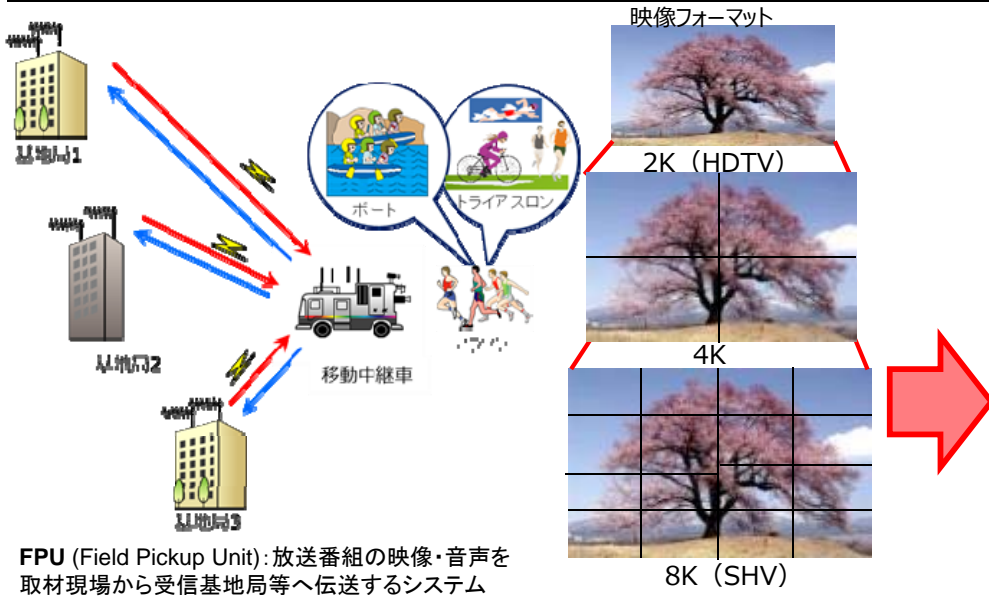


平成29年度は新規9件、継続8件の合計17件の技術試験事務を実施しました。これにより、新たに5件の無線システム等の制度化が進められる予定です。

3 (1)、(2) これまでの成果事例(研究開発・技術試験)

研究開発

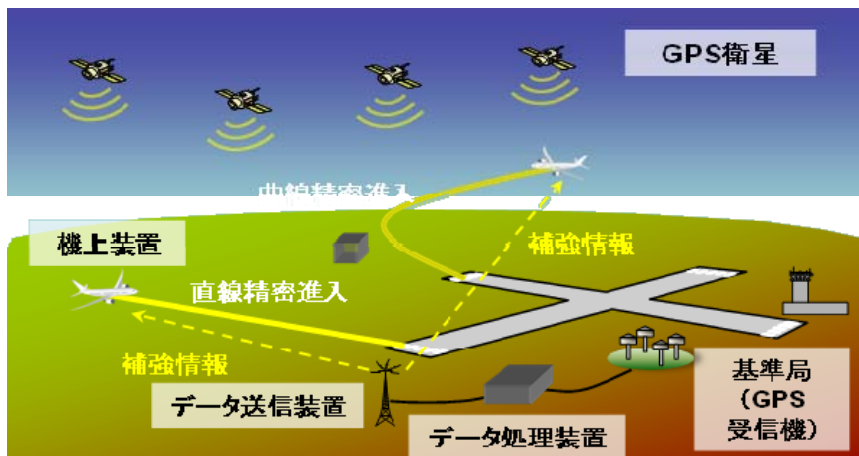
○ 次世代映像素材伝送の実現に向けた高効率周波数利用技術に関する研究開発(実施期間:平成26年度～平成29年度)



- 平成30年からBS等で超高精細度(4K・8K)放送が開始されることから、超高精細度(4K・8K)映像に対応した移動中継用素材伝送システム(FPU)が必要。
- 既存FPUは、2K品質までしか対応していないため、超高精細度(4K・8K)映像素材を安定してリアルタイム伝送可能な次世代映像素材無線伝送システムを開発。
- 超高精細度(4K・8K)映像に対応した移動中継用FPUが利用可能となるよう、平成30年度から平成31年度まで技術試験事務を実施。
- 平成31年度末までに、電波法関連規定を改正し、2020年東京オリンピック・パラリンピックでの利用を目指す。

技術試験事務

○ 次世代の航空機着陸誘導システムの導入のための技術的条件に関する調査検討(実施期間:平成28年度～平成29年度)



- 世界的な航空トラフィックの急増に対応するため、衛星航法による柔軟で効率的な精密進入を可能とするGBASを我が国に導入するため、同一周波数や隣接周波数帯を使用する既存無線システム(移動・放送(FM)システム等)との周波数共用条件を検討。
- GBASの導入による既存無線システムへの影響はなく周波数共用が可能との結論。
- GBASが利用可能となるよう、平成30年度内に電波法関連規定を改正予定。

GBAS(Ground Based Augmentation System): 全地球測位システムの精度や信頼性を向上させるための情報(補強信号)や航空機の進入降下経路情報を地上施設から送信し、航空機を安全に滑走路へ誘導して精密進入を行うための地上航法装置

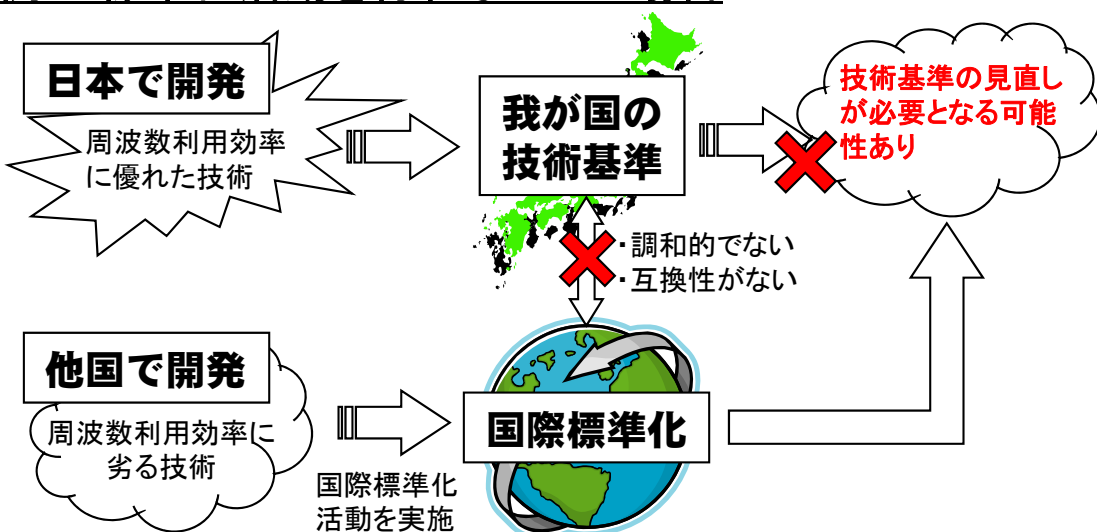
3 (3) 無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務

我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整を積極的・戦略的に実施し、ワイヤレス分野における国際標準化活動の一層の強化を図っています。

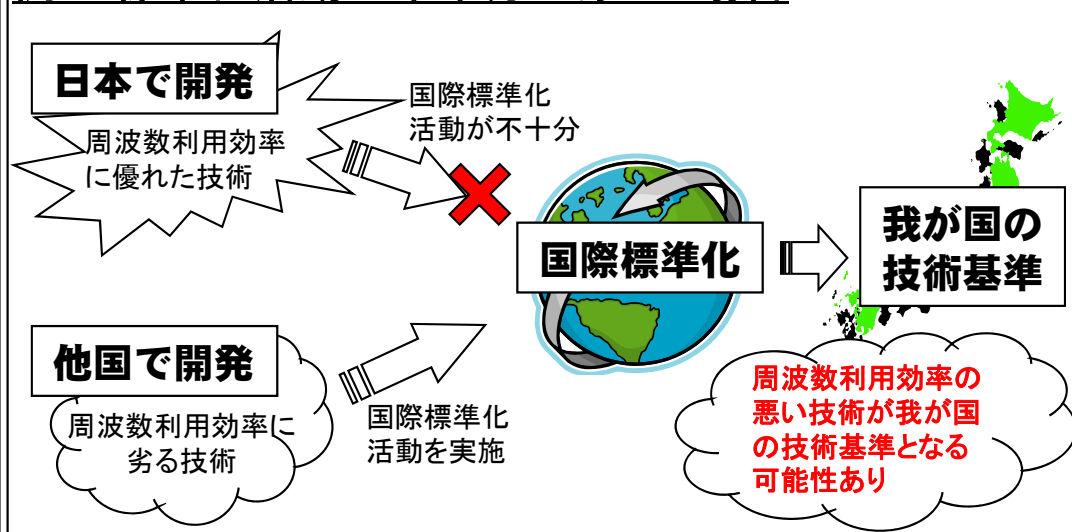
ワイヤレス分野における国際標準化活動の実施

【本施策を実施しなかった際の問題点】

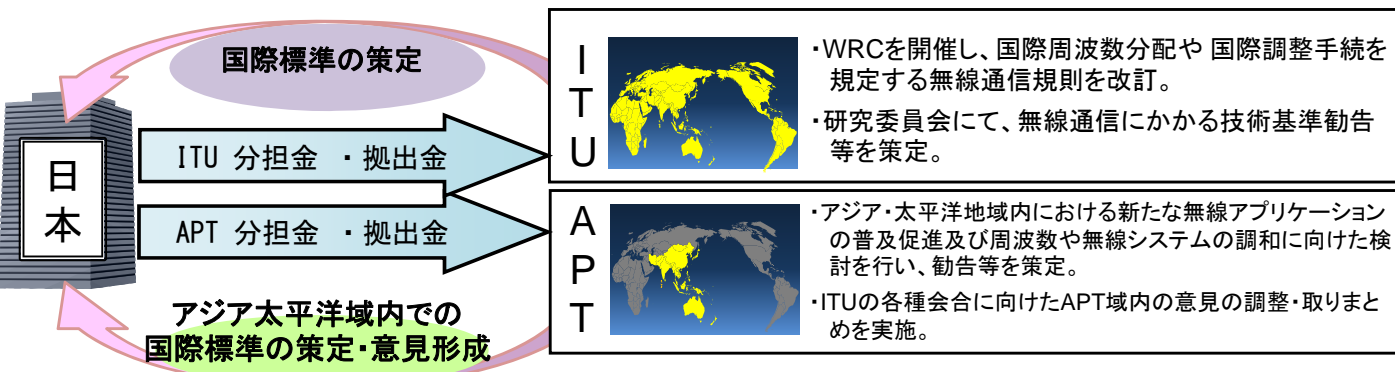
例1: 標準化活動を行わなかった場合



例2: 標準化活動が不十分であった場合



ITU及びAPTへの分担金・拠出金



【平成29年度の主な成果】

- ・「超高速短距離非接触通信技術の国際標準に向けた国際機関等との連絡調整事務」においては、大容量コンテンツのダウンロードならびに、次世代自動改札への適応を目指し、我が国の主導で既存規格の改良を実施した結果、新たにIEEE 802.15.3e-2017として標準化されました。
- ・また、60GHz帯マルチギガビット無線システムに関するITU-R勧告M.2003-1についても、上記のIEEE 802.15.3eを加える改正提案を行い、ITU-R勧告M.2003-2として承認されました。

3 (4)

周波数の国際協調利用促進事業

- 我が国が強みを有する電波システムの国際的な普及展開を通じ、我が国の技術的プレゼンスの向上、国際競争力の強化を推進。
- 特に、我が国で開発された周波数利用効率の高い無線技術等について、その国際的な優位性を確保するため、官民ミッションの派遣、人的交流、諸外国の市場動向調査、現地での実証実験等を実施。

周波数利用効率の高い技術を用いた
我が国が強みを有する分野の

} 電波システムを戦略的に海外展開

現地での
実証実験

他国に先駆けて我が国の
技術を現地の実証し、早期
の導入普及を促進

ユーザーレベル
での人的交流

展示会・セミナーの開催、
講師派遣・研修

海外市場
動向調査

周波数利用実態/
環境調査市場動向調査

官民ミッション
派遣

現地でのトップセールスを通じた普及活動

我が国技術の
戦略的な国際標準化

我が国技術の
国際的な優位性の確保

我が国電波システムの
国際競争力強化

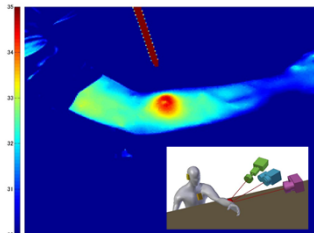
4 電波の安全性に関する調査及び評価技術

電波が人体等へ与える影響を調査し、科学的に解明することで、電波をより安心して安全に利用できる環境を整備することを目的として、平成29年度には、以下の調査等を実施しました。

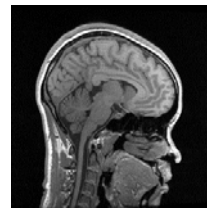
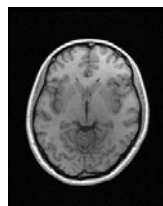
1 生体への影響に関するリスク評価・電波の安全性に関する評価技術

科学的に確認されていない生体影響等について、疫学調査、動物実験及び細胞実験を介して医学的・生物学的観点から、調査・研究しています。平成29年度は、今後、利用が想定される準ミリ波・ミリ波の電波ばく露による影響の調査のほか、中間周波に関して、神経作用（痛覚）閾値（いきち）やばく露量モニタリング調査等を実施しました。調査・研究結果はWHOの国際電磁界プロジェクトに入力し、国際的なリスク評価に貢献していきます。

準ミリ波・ミリ波による電波ばく露影響調査



中間周波の神経作用（痛覚）閾値調査



中間周波のばく露量モニタリング調査



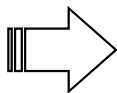
2 電波の医療機器等への影響に関する調査

携帯電話等の新たな無線通信システムが医療機器に及ぼす影響を調査しています。

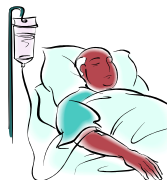
平成29年度は携帯電話・スマートフォンが植込み型医療機器（植込み型心臓ペースメーカー及び植込み型除細動器）や在宅医療機器へ及ぼす影響等について調査を実施しました。



携帯電話・スマートフォン



ペースメーカー等
植込み型医療機器



在宅医療機器

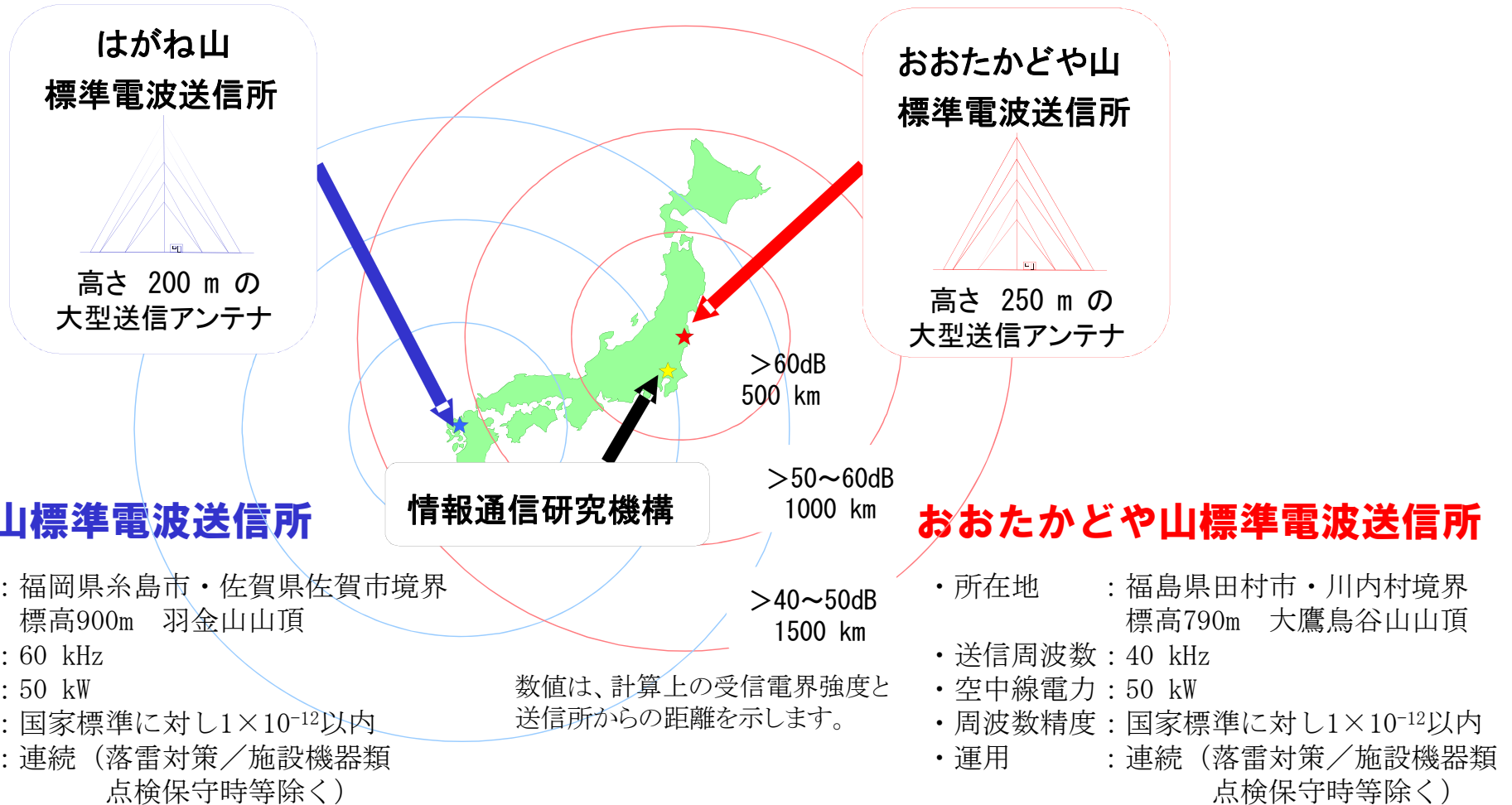
成人用人工呼吸器、
二相式気道陽圧ユニット
など

3 電波の安全性に関する国際動向調査等

電波の安全性に関する最新の科学的な知見や規制動向等について調査を実施するほか、各国や国際機関等と意見交換等を行っています。平成29年度は、携帯電話による発がん性を示唆した米国国家毒性プログラム（NTP）による実験結果に係る国際共同調査の実施可能性について調査を実施したほか、5Gなど先進的な無線システムに関する国際規制動向調査を実施しました。

5 標準電波の発射

無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波（標準電波）を発射する業務です。

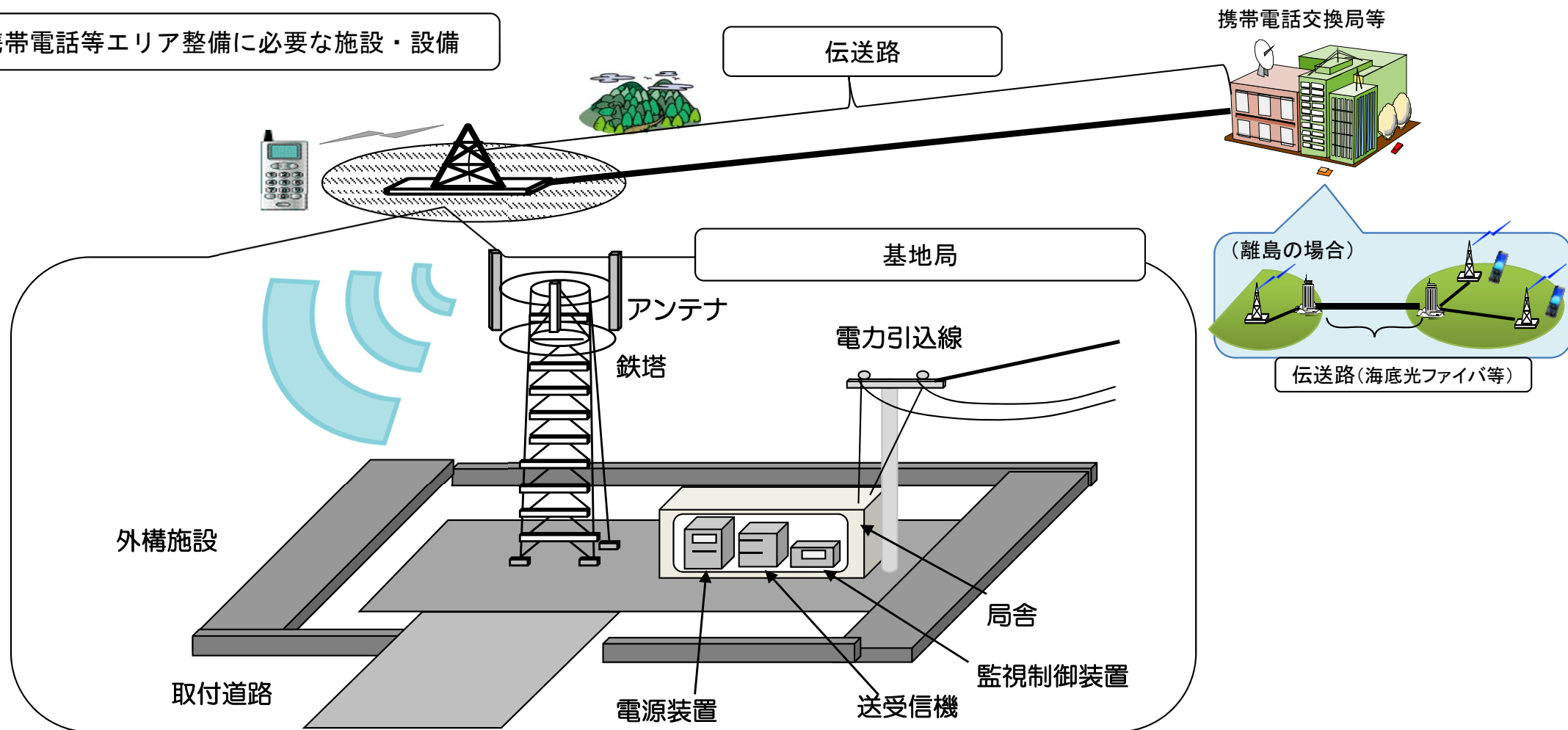


平成29年度には、上記2箇所の標準電波送信所の運営・維持にかかる費用等を支出しました。この電波によってデジタル通信には欠かせない無線局間での同期の確保等に寄与しています。また、この電波には我が国の標準時に関する情報も含まれており電波時計にも利用されています。

6 (1) 携帯電話等エリア整備事業

過疎地・離島等において、携帯電話等の利用可能な地域を拡大するに当たって必要な施設の整備費用やLTE以降のシステムへの更改費用の一部を補助するものです。

携帯電話等エリア整備に必要な施設・設備



平成29年度においては、基地局施設は51箇所、伝送路施設（設置）は1箇所、高度化施設は13箇所、伝送路施設（運用）は4箇所を補助を実施し、新たに携帯電話等を使用できる環境の整備等を行いました。

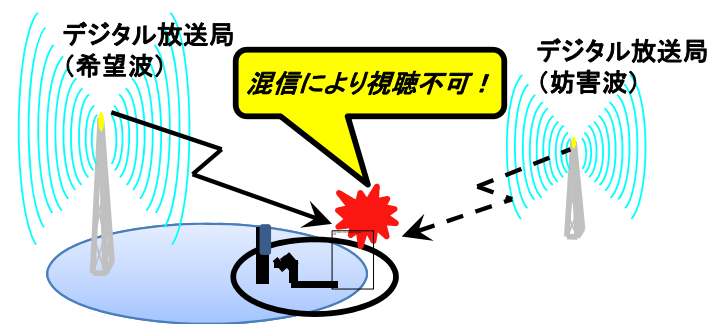
6 (2) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

地上デジタル放送が良好に視聴できないため、暫定的に衛星を通じて番組を視聴している世帯等に対し、地域の番組が見られるようにするための対策などを実施しました。それにより、平成26年度末までに地上デジタル放送への完全移行を完了しました。

平成29年度は、外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備する際の支援を実施しました。

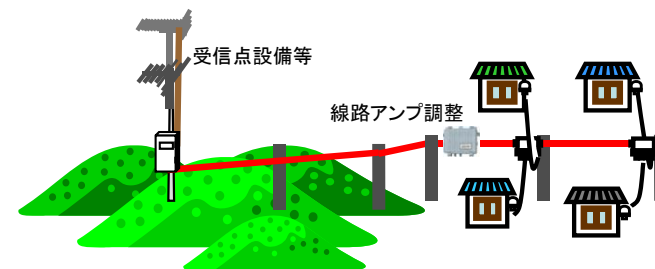
1 デジタル混信の解消

地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信を解消又は防止するための対策及びデジタル混信対策に係る受信相談・現地調査等を実施。



2 福島原発避難区域等における地上デジタル放送の視聴環境整備

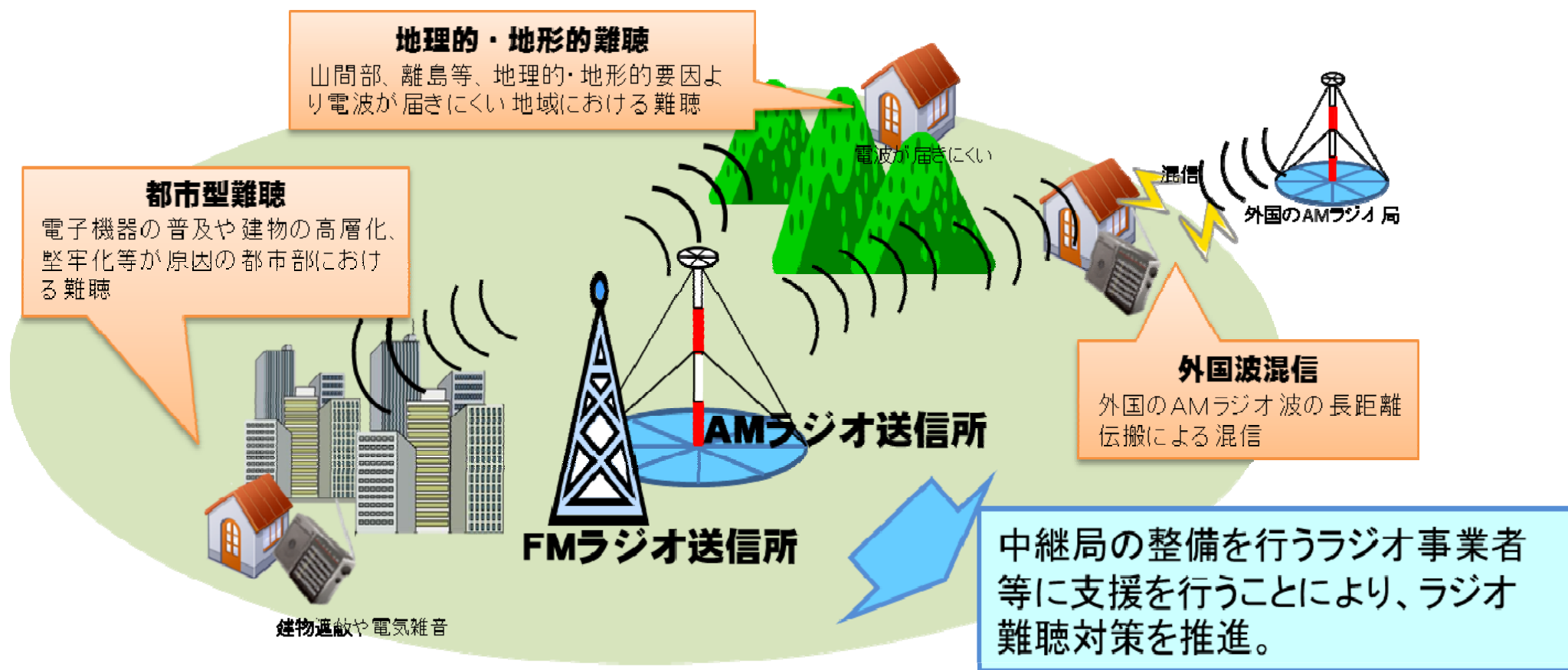
避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備する際に整備費用の一部を補助。



【共聴施設による視聴環境整備】

6 (3) 民放ラジオ難聴解消支援事業

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するものです。



平成29年度には、33件の補助金等の支出をしました。

6 (4) 衛星放送用受信環境整備事業

1 概要

各家庭で使われている衛星放送用受信設備の中には、旧製品の使用や、不十分な施工方法等により、中間周波数帯 (BS/CS-IF) の電波を家庭外に漏えいしているものがあることが認識されています。

特に、2018年以降に4K・8K実用放送 (左旋円偏波) が開始された場合、新たな中間周波数帯が利用されることとなるため、漏えい電波により、当該周波数帯を既に利用している無線システム (無線LAN等) への干渉が発生することが懸念されています。

そこで、4K・8Kに対応した衛星放送受信環境整備に向けた支援を行うことにより、漏えい電波による他の無線システムへの干渉を防止するための対策を進めています。

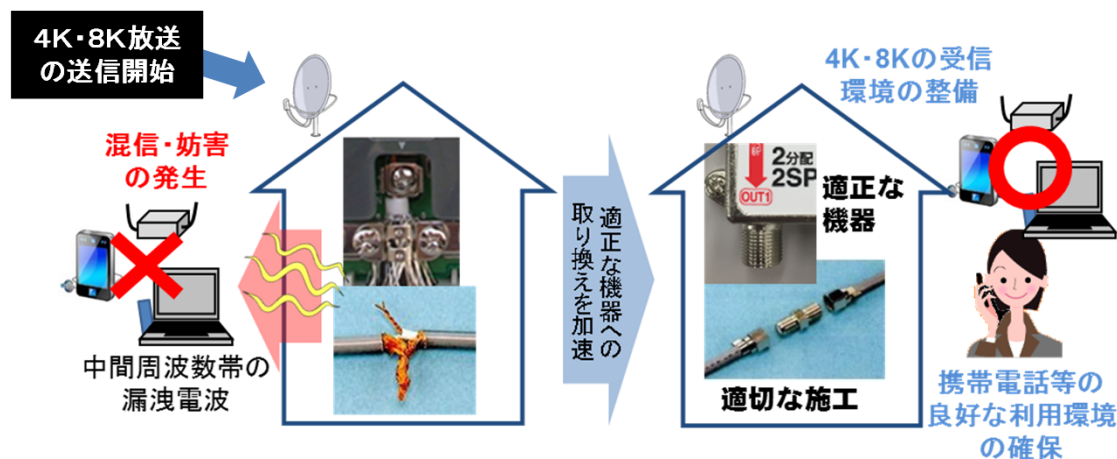
2 H29年度に実施した内容

(1) 受信環境整備のための調査研究

中間周波数の漏えいによる既存無線局への影響の規模等の実態把握や、技術基準策定のための調査研究を行いました。

(2) 受信環境整備に関する周知啓発

4K・8Kテレビは、適切な受信設備を用いなければ放送の受信が困難になるだけでなく、他の無線局の運用へ影響を及ぼす可能性がある状況が広く知られていないことから、イベント等の機会を捉えて、受信機や受信環境整備に係る周知啓発を行いました。



6 (5) 公衆無線LAN環境整備支援事業

- 防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助するものです。
- 平成29年度は、93団体に補助金の支出をしました。

ア 事業主体：財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ 対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の

- ① 防災拠点：避難所・避難場所（学校、市民センター、公民館等）、官公署
- ② 被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園 等

ウ 補助対象：無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

エ 補助率：1/2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3）

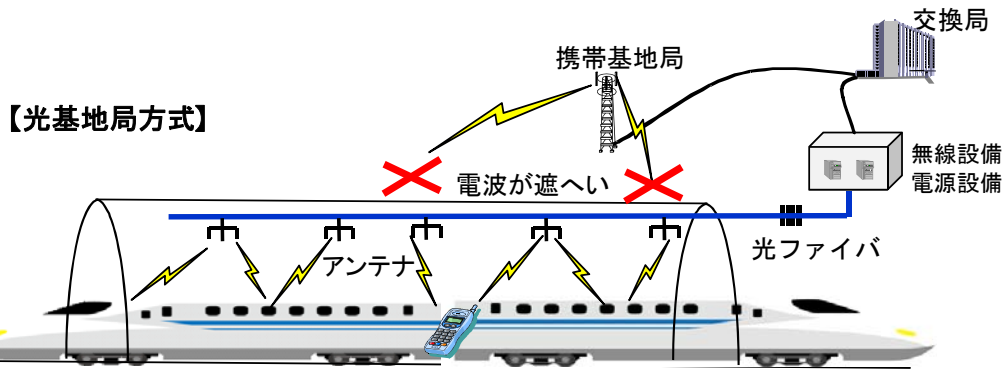
イメージ図



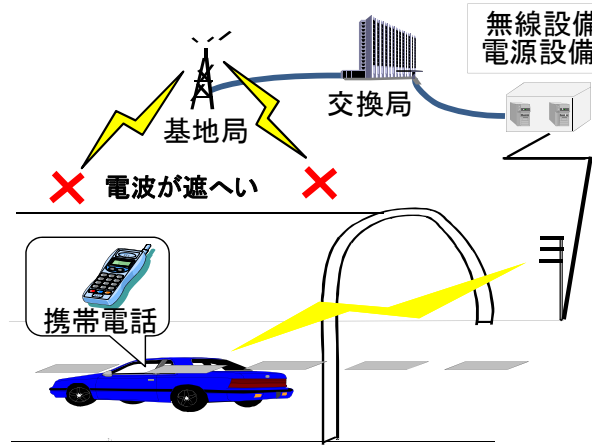
7 電波遮へい対策事業

鉄道トンネル等の電波が届かない場所や医療施設等の公共施設内でも携帯電話等を利用可能とするために、中継施設などの必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

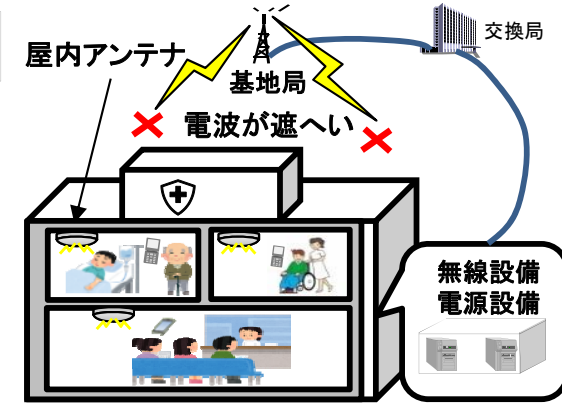
イメージ図(鉄道トンネルの場合)



イメージ図(道路トンネルの場合)



イメージ図(医療施設の場合)



平成29年度には、道路トンネルは10箇所、鉄道トンネルは12箇所です業を実施しました。
＜平成29年度の整備状況＞

◆ 道路トンネル

高速道路（1箇所）、国道（8箇所）、県道（1箇所）

（参考）平成28年度までに対策実施済みのトンネル数 1,243箇所

◆ 鉄道トンネル

東北新幹線（いわて沼宮内～八戸※）、上越新幹線（高崎～上毛高原）、
北陸新幹線（安中榛名～上田※、糸魚川～金沢※）、九州新幹線（新鳥栖～新大牟田）

※一部事業未完了又は未実施のトンネルあり

（参考）平成28年度までに対策実施済みの新幹線トンネルの区間

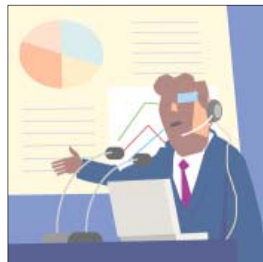
東海道新幹線（全線）、山陽新幹線（全線）、東北新幹線（東京～いわて沼宮内）、
北陸新幹線（高崎～安中榛名）、九州新幹線（博多～新鳥栖）

8 電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加しており、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた活動の取組を行っています。平成29年度には、以下の活動を実施しました。

1 電波の安全性に関する情報提供

①全国各地での説明会の開催



平成29年度は全国42箇所で開催し、約3,372名が参加。

②説明資料の作成等



電波の安全性に関する説明資料を作成、配布。

③相談業務体制の充実



専門スタッフによる電話相談業務を実施。平成29年度の電話相談件数は全国で679件。

2 電波適正利用推進員活動

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア（電波適正利用推進員）により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成29年度の主な活動実績は周知啓発活動を4,455件。混信等の相談・助言を206件。総合通信局への情報提供等を91件。

9 IoT機器等の適正利用のためのICT人材育成

多様な分野・業種における膨大な数のIoT機器の利活用、医療・救護活動等の非常用通信手段としての無線機器の利用、無線LANアクセスポイントの普及等を踏まえ、無線機器のユーザ等に求められる知見・技術を向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等の取組を行っています。平成29年度には、以下の活動を実施しました。

1. ユーザ企業等を対象としたIoT人材育成

①テキスト等の作成



電波の有効利用を図りながら、IoTを適切に導入するための説明資料を作成。

②ユーザー企業等を対象とした講習会



平成29年度は全国14カ所で開催し、約600名が参加。

③若者を対象とした講習会・ハッカソン体験



平成29年度は全国5地域で開催し、約150名が参加。

(上毛新聞社様提供)

2. 医療・救護活動等の非常用通信システムの適正な利用

災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動における非常用通信システムの適正な利用に関する研修等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材を育成。



座学研修、実技研修を通じて、電波利用に関する知見・技術を習得。



研修において使用するテキストを作成。

3. 無線LANの能率的かつ安全な利用

スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、情報セキュリティ対策についてセミナー等による普及啓発を実施。

①セミナーの実施



平成29年度はセミナーを6回実施し、261名が参加。

②普及啓発テキストの周知



③セキュリティ意識調査

図表 2-11 公共無線LAN利用に係る賢威の理解・対策実施

	0%	25%	40%	60%	80%	100%
事業者が提供している	26.2	32.4	20.7			
事業者が提供していない	27.6	21.7	31.0			
個人が自分自身・所属する企業・団体のセキュリティ対策を実施している	24.8	32.2	25.9			
個人が自分自身・所属する企業・団体のセキュリティ対策を実施していない	28.1	32.2	25.6			
個人が個人レベルでセキュリティ対策を実施している	28.1	31.6	31.8			
個人が個人レベルでセキュリティ対策を実施していない	34.6	30.4	35.3			

※対応していない

10 電波利用料制度に係る企画・立案等

電波利用料制度を適切に運営していくため、電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討、電波利用共益事務を行うための予算要求や執行の管理、電波の利用状況の調査・公表、免許人の方々からの電波利用料の徴収等の業務を行いました。

1 電波利用料に係る制度の企画、立案、電波利用共益事務を行うための管理等

電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討や、電波利用料財源についての予算要求や執行の管理を行っています。

電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、今後3年間に必要とされる電波利用共益事務や費用の見積り、各無線局の料額算定に向けた各種調査などの企画、立案を行っています。電波利用料財源の予算については、毎年度、政府案を作成し、国会における審議を経て決定します。また、予算の成立後は、その予算に基づいて行われる電波利用共益事務が計画的かつ適切に行われるように執行の管理を行っています。

2 電波の利用状況の調査・公表

技術の進歩に応じた最適な電波の利用を実現するために必要な周波数の再配分に資するため、おおむね3年を周期として、周波数帯を3区分し、国、地方公共団体及び民間が開設している無線局について電波の利用状況の調査・公表を行っています。平成29年度は、714MHz以下の周波数を使用する無線局の電波の利用状況について、調査及び評価を実施しています。

3 電波利用料の徴収

免許人の方々から電波利用料を適切に納付いただくため、電波利用料債権の管理を行い、納入告知書等の送付や納付いただいた電波利用料の収納登記等の事務を実施しています。未納者に対しては、納付指導を行うほか、必要な場合には督促や差押えを実施しています。平成29年度の電波利用料の徴収については、99.98%の徴収率となっています。